

医学部・附属病院区域における指定枠制駐車場に関する申合せ

平成31年3月29日

医学部長・病院長裁定

(趣旨)

第1 医学部・附属病院区域における指定枠制駐車場(以下「指定枠」という。)の運用に関し必要な事項は、国立大学法人岐阜大学柳戸地区構内利用要領(以下「構内利用要領」という。)に定めるもののほか、この申合せに定めるところによる。

(指定枠駐車場所)

第2 指定枠にA、B及びCの区分を設け、その場所は、別図のとおりとする。

(指定枠申請)

第3 医学部・附属病院区域における駐車場の入構許可を受けている本学職員(非常勤職員含む。)が指定枠の利用を希望する場合は、所定の期間に、別紙様式に定める指定枠制駐車場申込書により、申し込まなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申し込むことはできない。

- 一 年間入構整理料負担額の負担を免除されている者
- 二 現に指定枠の利用許可を受けている者

(指定枠許可者決定方法)

第4 指定枠の利用申込みは、原則として4月及び9月の年2回とし、その募集枠数は、利用停止等により空きが生じた指定枠台数の範囲内とする。

2 指定枠許可者の決定は、総務課において無作為の抽選により行い、抽選順位が上位の者から指定枠の利用を許可する。ただし、前回までの抽選で落選した者は、再度の申込みを不要とし、前回までの抽選順位を引継ぎ、新規申込者に優先するものとする。

3 前2項の規定により決定した指定枠許可者は、第5に定める指定枠料金を納付しなければならない。

4 前項の指定枠料金を納付した者には、指定枠許可証(以下「許可証」という。)を交付する。

(指定枠料金・中途返還料金)

第5 指定枠料金は、指定枠の許可を受けたとき及び次年度以降も引き続き指定枠の利用を希望する場合の更新時に、構内利用要項に定める入構整理料と併せて、支払うものとし、その料金は別表第1に定めるところとする。

2 年度の中で指定枠の利用を中止する者には、別表第2に定める中途返還料金を返還するものとする。

(指定枠の有効期間及び期間更新)

第6 指定枠の有効期間は、指定枠の許可を受けた日から指定枠の利用停止を申し出るまでの期間とする。ただし、指定枠の許可を受けた年度の翌年度も引き続き利用を希望する場合は、年度末の定められた期間に更新手続きを行い、許可証の交付を受けなければならない。

(指定枠の貸与等の禁止)

第7 許可証の交付を受けた者は、許可証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は記載事項を変更してはならない。

(指定枠内の駐車指定場所の交換)

第8 指定枠Bを許可されている者については、同じく指定枠Bを許可されている者との間で双方の合意に基づき、枠内の駐車指定場所を交換できるものとする。

(退職による失効)

第9 退職により本学職員の身分を失った者が再び本学の職員となった場合においては、退職前に受けた指定枠の利用許可を、再任用時に引継ぐことはできない。

(事務)

第10 医学部・附属病院区域における指定枠の運用に係る事務は病院事務部総務課で処理する。

附 則

この申し合わせは、平成31年4月1日から実施する。

別表第1（第4，第8関係）

年度の中途指定枠料金表（下段は入構整理料金との合算額）

時期 区分	第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)
A・B	21,000円 (30,000円)	15,750円 (22,450円)	10,500円 (15,000円)	5,250円 (7,450円)
C	16,000円 (25,000円)	12,000円 (18,700円)	8,000円 (12,500円)	4,000円 (6,200円)

別表第2（第8関係）

年度の中途返還料金表（下段は入構整理料金との合算額）

時期 区分	第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)
A・B	15,750円 (22,450円)	10,500円 (15,000円)	5,250円 (7,450円)	0円 (0円)
C	12,000円 (18,700円)	8,000円 (12,500円)	4,000円 (6,200円)	0円 (0円)